

飲食店経営者のみなさまへ

今の店舗で
**TAKE
OUT !!**

業態転換支援パッケージのご案内

テイクアウト始めてみませんか？

こんなお悩みありませんか？

- 新たな営業許可は必要なの？
- どんな容器をどこで買えば良いの？
- 新たな資金をどう調達したら良いの？

■ タニコーならまるっとお悩み解決できます！

必要備品が
まとめて揃う



厨房機器・消耗品・容器
機器補修サービスの加入が
ワンパックで！

お支払い



信販系割賦契約(対象:厨房機器)や
クレジットカードの利用も可能。
(※割賦契約には所定の審査があります。)

補助金無料相談



提携する税理士に
補助金・助成金に関する
相談が初回無料！

商品例

作業台



+

ラベルプリンター



+

真空パック包装機



など

裏面をチェック！



デリバリー・テイクアウト転換に関するよくある質問



最終的には
管轄保健所の
確認が必要タニ!

Q: 転換を考えているけど、難しい申請が必要?

A 今お店で提供しているメニューをお弁当販売するなら大丈夫!
一般飲食店営業許可で対応が可能となります。

※アイスクリーム、菓子、生肉、生魚、惣菜などの販売は別途許可が必要。

Q: 提供時に気をつけることは?

A 温かいまま提供する際は、注文に応じて調理を行い、
冷ましてから提供する食品は、冷却し冷蔵保管を行い使用すること。
必要に応じて保冷剤などを使用しましょう。

Q: 消費期限並びにアレルギー表示は必要?

A 義務はありませんが、口頭で伝える様にしましょう。
衛生管理上、お店や消費者を守る意味で表示はあった方が良いです。

※上記Q&Aの内容は関東・関西における一部保健所の見解となります。

こんな情報を探していませんか?

デリバリー

テイクアウト

厨房機器

助成金・補助金

税理士相談

弁当箱

まずは、タニコーにご相談ください!



まるっとデスク

受付時間 10:00~12:00/13:00~17:00 (土日祝、年末年始を除く)

0120-010-501

「まるっとGO!」で覚えてね

FAX:06-6152-9277 Mail:0120010501@tanico.co.jp

タニコー株式会社 本社: 東京都品川区戸越 1-7-20

無料設計相談室開設中!!
https://www.tanico.co.jp

タニコー

検索

オーナー様向け ビジネスカード



登記簿謄本・決算書不要!

あらゆる仕入れ・経費管理をしっかりサポートします。リボ払いや分割払いでもご利用いただけます。

日々のお支払いに

食材や消耗品の仕入れや月々の電気、ガス、水道などのお支払いにも使用いただけます。

<カード利用からお支払いまでのイメージ>

カード利用日
お引落日
N月
N月末日 (カード利用締日)
N月+1月26日

お支払い猶予期間=最長約2ヶ月